

教育委員会定例会日程

令和2年（2020年）2月25日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第7号

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (図書館)

日程第2

議案第8号

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の一部を改正する規則について(図書館)

日程第3

議案第9号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第4

議案第10号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
(教育指導課)

日程第5

報告第1号

事務の臨時代理の報告（おだわら子ども若者教育支援センター設置条例）について
(教育指導課)

5 報告事項

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について (資料1 教育指導課)

6 その他

令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】
(資料2 教育総務課)

7 協議事項

市議会定例会提出議案について【非公開】 (資料3 学校安全課)

8 議事

日程第 6

議案第 11 号

校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】

(教育指導課)

9 閉 会

議案第7号

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和2年2月25日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日
- (3) 特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日

第3条第1項を次のように改める。

図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日については、午前9時から午後5時までとする。

第3条第2項中「市立図書館の児童室及びかもめ図書館の」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第5条ただし書を削る。

第6条中「図書資料」の次に「（図書、文書、記録、逐次刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。）」を加える。

第17条中「市立図書館の会議室並びにかもめ図書館の」を削り、「会議室等」を「集会室等」に改める。

第18条中「会議室等」を「集会室等」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

〔改正理由〕

小田原市立中央図書館（現かもめ図書館）の休館日の見直しを行うとともに、小田原市図書館条例が一部改正され、小田原市立図書館が廃止されることに伴う必要の整備を行うため改正する。

〔内 容〕

1 中央図書館（現かもめ図書館）の休館日の変更（第2条関係）

小田原市立中央図書館の休館日を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
(1) 毎週月曜日	(1) 毎月第4月曜日
(2) 12月28日から1月3日まで	(2) 12月28日から1月3日まで
(3) 特別整理期間（7日以内）	(3) 特別整理期間（5月1日から6月30日までの間で7日以内）

2 市立図書館の廃止に伴う規定の整備（第2条、第3条、第5条及び第17条関係）

小田原市立図書館が廃止されることに伴い、図書館の管理運営に係る規定について、当該市立図書館に係る部分の削除等の規定の整備を行うこととする。

〔適 用〕

令和2年4月1日

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）（抄）

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第2条 <u>図書館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日</u></p> <p>(3) <u>特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第2条 <u>図書館（小田原市立図書館（以下「市立図書館」という。）及び小田原市立かもめ図書館（以下「かもめ図書館」という。）をいう。以下同じ。）の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>12月28日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(2) <u>館内整理日（毎月第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次条において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）</u></p> <p>(3) <u>特別整理期間（5月1日から6月30日までの間において7日を超えない範囲で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する期間をいう。）中の日</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 <u>図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日については、午前9時から午後5時までとする。</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 <u>図書館の開館時間は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>市立図書館 午前9時から午後5時まで。ただし、金曜日（その日が休日に当たる場</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、視聴覚コーナーに係る開館時間は、全ての開館日において午前9時から午後5時までとする。

3 (略)

(閲覧等の方法)

第5条 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。）の閲覧又は視聴は、別に定める手続によるものとする。

(図書資料の複写)

第6条 図書資料（図書、文書、記録、逐次刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の複写を希望する者は、別に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。

(使用の手続)

第17条 集会室及び視聴覚ホール（以下「集会室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

合を除く。）については、午前9時から午後7時までとする。

(2) かもめ図書館 午前9時から午後7時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日については、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市立図書館の児童室及びかもめ図書館の視聴覚コーナーに係る開館時間は、すべての開館日において午前9時から午後5時までとする。

3 (略)

(閲覧等の方法)

第5条 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。）の閲覧又は視聴は、別に定める手続によるものとする。ただし、市立図書館の児童室及びかもめ図書館の図書資料（図書、文書、記録、逐次刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の閲覧については、手続を要しない。

(図書資料の複写)

第6条 図書資料の複写を希望する者は、別に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。

(使用の手続)

第17条 市立図書館の会議室並びにかもめ図書館の集会室及び視聴覚ホール（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければ

(使用の禁止)

第18条 教育委員会は、集会室等を使用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

ならない。

(使用の禁止)

第18条 教育委員会は、会議室等を使用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

議案第 8 号

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の一部を改正する規則について
小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の一部を改正する規則について、議決
を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の一部を改正する規則

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則（昭和46年小田原市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小田原市立かもめ図書館」を「小田原市立中央図書館」に改める。

第4条中「小田原市図書館」を「文化部図書館」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市図書館条例が一部改正され、小田原市立かもめ図書館の名称が変更されることに伴う所要の規定の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 かもめ図書館の名称変更（第2条関係）

小田原市立かもめ図書館の名称が小田原市立中央図書館に変更されることに伴い、当該名称に係る規定の整備を行うこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 2 年 4 月 1 日

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則（昭和46年小田原市教育委員会規則第9号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（責務）</p> <p>第2条 <u>小田原市立中央図書館</u>内にライブラリーを置き、視聴覚資料及び当該資料の利用に必要な器具、機材を合理的に収集し、その活用、指導等を行う。</p> <p style="text-align: center;">（庶務）</p> <p>第4条 ライブラリーに関する事務は、<u>文化部</u> <u>図書館</u>に勤務する職員が処理する。</p>	<p style="text-align: center;">（責務）</p> <p>第2条 <u>小田原市立かもめ図書館</u>内にライブラリーを置き、視聴覚資料及び当該資料の利用に必要な器具、機材を合理的に収集し、その活用、指導等を行う。</p> <p style="text-align: center;">（庶務）</p> <p>第4条 ライブラリーに関する事務は、<u>小田原市図書館</u>に勤務する職員が処理する。</p>

議案第9号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和2年2月25日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第26号その2及びその3を次のように改める。

様式第26号（第28条関係）その2 通常学級用

(指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳										
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定																
社会	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
算数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
理科	知識・技能								外国語活動の記録								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	評定								3								
生活	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								総合的な学習の時間の記録								
	評定																
音楽	知識・技能								3	学習活動	観点	評価					
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
図画工作	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
家庭	知識・技能								6								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								特別活動の記録								
	評定																
体育	知識・技能								内容	観点	学年	1	2	3	4	5	6
	思考・判断・表現								学級活動								
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定								児童会活動								
外国語	知識・技能								クラブ活動								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								学校行事								
	評定																

児 童 氏 名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
		基本的な生活習慣									思いやり・協力				
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護								
自主・自律							勤労・奉仕								
責任感							公正・公平								
創意工夫							公共心・公德心								

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項													
第 1 学 年							第 4 学 年						
第 2 学 年							第 5 学 年						
第 3 学 年							第 6 学 年						

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

様式第26号（第28条関係）その3 通常学級用

通常学級用

小学校児童指導要録抄本

学籍に関する記録					
児童	フリガナ 氏名	性別	学校名及び所在地		
	現住所	年月日生			
	卒業	年月日			
	指導に関する記録（第6学年）				
各教科の学習の記録			特別の教科 道徳		
教科	観点	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
国語	知識・技能		総合的な学習の時間の記録		
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				
社会	知識・技能		学習活動	観点	評価
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				
算数	知識・技能		特別活動の記録		
	思考・判断・表現		内容	観点	活動の状況
	主体的に学習に取り組む態度		学級活動		
	評定		児童会活動		
理科	知識・技能		クラブ活動		
	思考・判断・表現		学校行事		
	主体的に学習に取り組む態度		行動の記録		
	評定		項目		行動の状況
生活	知識・技能		基本的な生活習慣		
	思考・判断・表現		健康・体力の向上		
	主体的に学習に取り組む態度		自主・自律		
	評定		責任感		
音楽	知識・技能		創意工夫		
	思考・判断・表現		思いやり・協力		
	主体的に学習に取り組む態度		生命尊重・自然愛護		
	評定		勤労・奉仕		
図画工作	知識・技能		公正・公平		
	思考・判断・表現		公共心・公德心		
	主体的に学習に取り組む態度		総合所見及び指導上参考となる諸事項		
	評定				
家庭	知識・技能		この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日		
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				
体育	知識・技能		学校名		
	思考・判断・表現		校長氏名		印
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				
外国語	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

小学校学習指導要領の全部改正に伴う小学校児童要録の様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

市立小学校における児童指導要録及びその抄本の様式を令和２年度から施行される新小学校学習指導要領に対応した様式に変更することとする。（様式第２６号関係）

[適 用]

令和 ２ 年 ４ 月 １ 日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改 正 後

様式第26号 (第28条関係) その2 通常学級用

(指導に関する記録)

見 童 氏 名	学 校 名	区分	学 年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各教科の学習の記録			特別の教科 道徳														
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国 語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定																
社 会	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
算 数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
理 科	知識・技能								外国語活動の記録								
	思考・判断・表現								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	主体的に学習に取り組む態度								3								
	評定																
生 活	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								総合的な学習の時間の記録								
	評定								学年	学習活動	観 点	評 価					
音 楽	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
図 画 工 作	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
家 庭	知識・技能								6								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
体 育	知識・技能								特別活動の記録								
	思考・判断・表現								内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
	主体的に学習に取り組む態度								学級活動								
	評定								児童会活動								
外 国 語	知識・技能								クラブ活動								
	思考・判断・表現								学校行事								
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																

児童氏名

行 動 の 記 録													
項 目	学 年						項 目	学 年					
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣							思いやり・協力						
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護						
自主・自律							勤労・奉仕						
責任感							公正・公平						
創意工夫							公共心・公德心						

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項			
第1学年			第4学年
第2学年			第5学年
第3学年			第6学年

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・出席しなけれ ば出席日数		欠席日数	出席日数	備 考
		出席停止日数	出席しな ければ出席 日数			
1						
2						
3						
4						
5						
6						

改正前

様式第26号 (第28条関係) その2 通常学級用

(指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分\学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳							
I 観点別学習状況										学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	観点	5	6					
国語	国語への関心・意欲・態度								1								
	話す・聞く能力								2								
	書く能力								3								
	読む能力								4								
社会	言語についての知識・理解・技能								5								
	社会的事象への関心・意欲・態度								6								
	社会的な思考・判断・表現																
算数	観察・資料活用 of 技能								外国語活動の記録 観点 学年 5 6 コミュニケーションへの関心・意欲・態度 外国語への慣れ親しみ 言語や文化に関する気付き								
	社会的事象についての知識・理解																
	算数への関心・意欲・態度																
理科	数量的な考え方								総合的な学習の時間の記録 学年 学習活動 観点 評価								
	数量や図形についての技能																
	数量や図形についての知識・理解																
生活	自然事象への関心・意欲・態度								音楽への関心・意欲・態度 音楽表現の創意工夫 音楽表現の技能 鑑賞の能力								
	科学的な思考・表現																
	観察・実験の技能																
家庭	自然事象についての知識・理解								造形への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力								
	生活への関心・意欲・態度																
	活動や体験についての思考・表現																
家庭	身近な環境や自分についての気付き								家庭生活への関心・意欲・態度 生活を創意工夫する能力 生活の技能 家庭生活についての知識・理解								
	音楽への関心・意欲・態度																
	造形への関心・意欲・態度																
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度								特別活動の記録 内容 観点 学年 1 2 3 4 5 6								
	生活を創意工夫する能力																
	生活の技能																
家庭	家庭生活についての知識・理解								学級活動 児童会活動 クラブ活動 学校行事								
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度																
	運動や健康・安全についての思考・判断																
家庭	運動の技能								II 評定 学年 教科 国語 社会 算数 理科 音楽 家庭 体育								
	健康・安全についての知識・理解																
	健康・安全についての知識・理解																
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	家庭	体育	児童会活動								
3									クラブ活動								
4									学校行事								
5																	
6																	

児童氏名

行動の記録													
項目	学年						項目	学年					
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣							思いやり・協力						
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護						
自主・自律							勤労・奉仕						
責任感							公正・公平						
創意工夫							公共心・公德心						

総合所見及び指導上参考となる諸事項			
第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
2						
3						
4						
5						
6						

改 正 後

様式第26号 (第28条関係) その3 通常学級用

通常学級用

小 学 校 児 童 指 導 要 録 抄 本

学 籍 に 関 す る 記 録				
児 童	フリガナ 氏 名		性別	学 校 名 及 び 所 在 地
	現 住 所		年 月 日 生	
	卒 業		年 月 日	
	指 導 に 関 す る 記 録 (第 6 学 年)			
各 教 科 の 学 習 の 記 録		特 別 の 教 科 道 徳		
教科	観 点	学 習 状 況 及 び 道 徳 性 に 係 る 成 長 の 様 子		
国 語	知識・技能		総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	
	思考・判断・表現			
	主体的に学習に取り組む態度			
	評定			
社 会	知識・技能		学 習 活 動	観 点
	思考・判断・表現			評 価
	主体的に学習に取り組む態度			
	評定			
算 数	知識・技能		特 別 活 動 の 記 録	
	思考・判断・表現		内 容	観 点
	主体的に学習に取り組む態度		学 級 活 動	活 動 の 状 況
	評定		児 童 会 活 動	
理 科	知識・技能		ク ラ ブ 活 動	
	思考・判断・表現		学 校 行 事	
	主体的に学習に取り組む態度		行 動 の 記 録	
	評定		項 目	行 動 の 状 況
生 活	知識・技能		基 本 的 な 生 活 習 慣	
	思考・判断・表現		健 康 ・ 体 力 の 向 上	
	主体的に学習に取り組む態度		自 主 ・ 自 律	
	評定		責 任 感	
音 楽	知識・技能		創 意 工 夫	
	思考・判断・表現		思 い や り ・ 協 力	
	主体的に学習に取り組む態度		生 命 尊 重 ・ 自 然 愛 護	
	評定		勤 労 ・ 奉 仕	
図 画 工 作	知識・技能		公 正 ・ 公 平	
	思考・判断・表現		公 共 心 ・ 公 徳 心	
	主体的に学習に取り組む態度		総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項	
	評定			
家 庭	知識・技能		この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日	
	思考・判断・表現			
	主体的に学習に取り組む態度			
	評定			
体 育	知識・技能		学 校 名	
	思考・判断・表現		校 長 氏 名	
	主体的に学習に取り組む態度		印	
	評定			
外 国 語	知識・技能			
	思考・判断・表現			
	主体的に学習に取り組む態度			
	評定			

改 正 前

様式第26号 (第28条関係) その3 通常学級用

通常学級用

小 学 校 児 童 指 導 要 録 抄 本

学 籍 に 関 す る 記 録					
児 童	フリガナ 氏 名		性別	学 校 名 及 び 所 在 地	
	現 住 所	年 月 日	生		
	卒 業	年 月 日			
指 導 に 関 す る 記 録 (第 6 学 年)					
各 教 科 の 学 習 の 記 録			特 別 の 教 科 道 徳		
教 科	I 観 点 別 学 習 状 況		II 学 習 状 況 及 び 道 徳 性 に 係 る 成 長 の 様 子		
	観 点		評 定		
国 語	国語への関心・意欲・態度			外 国 語 活 動 の 記 録	
	話す・聞く能力			観 点	評 価
	書く能力			コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン へ の 関 心 ・ 意 欲 ・ 態 度	
	読む能力				
言語についての知識・理解・技能			外 国 語 へ の 慣 れ 親 し み		
			言 語 や 文 化 に 関 す る 気 付 き		
社 会	社会的事象への関心・意欲・態度			総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	
	社会的な思考・判断・表現			学 習 活 動	観 点
	観察・資料活用の技能			評 価	
算 数	社会的事象についての知識・理解				
	算数への関心・意欲・態度			特 別 活 動 の 記 録	
	数学的な考え方			内 容	観 点
	数量や図形についての技能			活 動 の 状 況	
理 科	数量や図形についての知識・理解				
	自然事象への関心・意欲・態度			学 級 活 動	
	科学的な思考・表現			児 童 会 活 動	
	観察・実験の技能			ク ラ ブ 活 動	
生 活	自然現象についての知識・理解			学 校 行 事	
	生活への関心・意欲・態度			行 動 の 記 録	
	活動や体験についての思考・表現			項 目	行 動 の 状 況
音 楽	身近な環境や自分についての気付き			基 本 的 な 生 活 習 慣	
	音楽への関心・意欲・態度			健 康 ・ 体 力 の 向 上	
	音楽表現の創意工夫			自 主 ・ 自 律	
	音楽表現の技能			責 任 感	
図 画 工 作	鑑賞の能力			創 意 工 夫	
	造形への関心・意欲・態度			思 い や り ・ 協 力	
	発想や構想の能力			生 命 尊 重 ・ 自 然 愛 護	
	創造的な技能			勤 労 ・ 奉 仕	
家 庭	鑑賞の能力			公 正 ・ 公 平	
	家庭生活への関心・意欲・態度			公 共 心 ・ 公 徳 心	
	生活を創意工夫する能力			総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項	
	生活の技能				
体 育	家庭生活についての知識・理解				
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度			こ の 抄 本 の 記 載 は 、 原 本 と 相 違 い な い こ と を 証 明 す る 。	
	運動や健康・安全についての思考・判断			年 月 日	
	運動の技能				
育	健康についての知識・理解			学 校 名	
				校 長 氏 名	

議案第 10 号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第4条第1項及び第3項中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（第1条及び第4条関係）

[適 用]

令和 2 年 4 月 1 日

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）
（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5第1項</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等）</p> <p>第4条 <u>法第47条の5第4項</u>の教育委員会規則で定める事項は、学校経営計画に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 設置学校の校長は、<u>法第47条の5第4項</u>の承認を得た同項に規定する基本的な方針並びに前項の点検及び評価に基づき、学校運営を行うものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6第1項</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等）</p> <p>第4条 <u>法第47条の6第4項</u>の教育委員会規則で定める事項は、学校経営計画に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 設置学校の校長は、<u>法第47条の6第4項</u>の承認を得た同項に規定する基本的な方針並びに前項の点検及び評価に基づき、学校運営を行うものとする。</p>

報告第1号

事務の臨時代理の報告（おだわら子ども若者教育支援センター設置条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月25日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例

(設置)

第1条 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性等に応じた発達、学習及び健全育成に関わる支援その他の取組を、これらを必要とする子ども・若者及びその家族に対し福祉と教育とが一体となって総合的に行うことにより、将来を担う子ども・若者の健やかな成長に資するため、おだわら子ども若者教育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 おだわら子ども若者教育支援センター
- (2) 位置 小田原市久野195番地の1
- (3) 所管区域 小田原市全域

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども・若者の発達、養育環境等に係る支援に関すること。
- (2) 学校教育に係る支援に関すること。
- (3) 子ども・若者の健全な育成を図るための支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的に照らして必要な支援に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(小田原市青少年相談センター条例の廃止)

- 2 小田原市青少年相談センター条例（昭和44年小田原市条例第55号）は、廃止する。

(小田原市青少年問題協議会条例の一部改正)

- 3 小田原市青少年問題協議会条例（昭和31年小田原市条例第5号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第3項を削る。

(小田原市障害児通園施設条例の一部改正)

- 4 小田原市障害児通園施設条例（平成15年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

つくしんぼ教室	小田原市久野115番地の2	」を に
つくしんぼ教室	小田原市久野115番地の2	
つくしんぼ教室分園	小田原市久野195番地の1	

改める。

令和2年2月17日提出

小田原市長 加藤 憲一

(理由)

子ども・若者の発達段階、生活環境、特性等に応じた発達、学習及び健全育成に関わる支援その他の取組を福祉と教育とが一体となって総合的に行うことにより、将来を担う子ども・若者の健やかな成長に資するため、おだわら子ども若者教育支援センターを設置することとし、その設置、運営等に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例

[制定理由]

子ども・若者の発達段階、生活環境、特性等に応じた発達、学習及び健全育成に関わる支援その他の取組を福祉と教育とが一体となって総合的に行うことにより、将来を担う子ども・若者の健やかな成長に資するため、おだわら子ども若者教育支援センターを設置することとし、その設置、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 名称、位置及び所管区域（第2条関係）

- (1) 名称 おだわら子ども若者教育支援センター
- (2) 位置 小田原市久野195番地の1
- (3) 所管区域 小田原市全域

2 業務（第3条関係）

センターは、次の業務を行うこととする。

- (1) 子ども・若者の発達、養育環境等に係る支援に関すること。
- (2) 学校教育に係る支援に関すること。
- (3) 子ども・若者の健全な育成を図るための支援に関すること。
- (4) その他センターの設置目的に照らして必要な支援に関すること。

3 小田原市青少年相談センター条例の廃止（附則第2項及び第3項関係）

小田原市青少年相談センター条例を廃止することとし、小田原市青少年問題協議会条例について、これに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

4 小田原市障害児通園施設条例の一部改正（附則第4項関係）

センターの施設に、つくしんぼ教室分園を併設することとする。

[適用]

1 おだわら子ども若者教育支援センターの設置等

令和2年4月1日

2 つくしんぼ教室分園の設置

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

1 調査の目的

- (1) 子どもの体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査対象：小学校第 5 学年、中学校第 2 学年

3 調査事項および内容

- (1) 実技調査・・・新体力テスト（8 種目）
 - ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤20mシャトルラン（または持久走：中学校）
 - ⑥50m走 ⑦立ち幅とび ⑧ボール投げ（小学校：ソフトボール、中学校：ハンドボール）
- (2) 児童生徒に対する質問紙調査・・・運動習慣・生活習慣等に関する項目
- (3) 学校に対する質問紙調査・・・子どもの体力向上に係る取組等に関する項目

4 調査実施日

- (1) 実技調査・・・平成 31 年 4 月～令和元年 7 月
- (2) 質問紙調査（児童生徒用、学校用）・・・令和元年 7 月

5 実技調査の結果

- (1) 体力合計点（平均）の経年比較

	小学校第 5 学年						中学校第 2 学年					
	男子			女子			男子			女子		
	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国
R 1	53.66	53.17	53.61	54.84	54.25	55.59	43.65	41.71	41.69	50.74	49.66	50.22
H30	54.47	53.68	54.21	55.96	54.61	55.90	41.72	40.82	42.32	49.99	48.23	50.61
H29	53.90	53.41	54.16	54.50	54.34	55.72	41.59	40.62	42.11	48.13	47.82	49.97
H28	54.58	52.92	53.92	55.65	53.69	55.54	41.56	40.14	42.13	47.61	46.89	49.56

* 体力合計点：8 種目の体力テスト成績を 1 点から 10 点に得点化して総和した合計点

(2) 判定分布の経年比較（男女平均値）

小学校 第5学年	A (65～80)	B (58～64)	C (50～57)	運動を苦手とする児童		D・E 合計
				D (42～49)	E (41以下)	
R 1	12.4%	25.5%	33.4%	20.1%	8.6%	28.7%
H30	14.0%	27.7%	34.1%	17.9%	6.3%	24.2%
H29	11.5%	27.0%	32.2%	21.2%	8.0%	25.9%
H28	14.8%	26.7%	34.0%	17.4%	7.1%	24.5%

中学校 第2学年	A (57～80)	B (47～56)	C (37～46)	運動を苦手とする生徒		D・E 合計
				D (27～36)	E (26以下)	
R 1	21.4%	32.0%	30.1%	11.9%	4.6%	16.5%
H30	19.4%	29.5%	30.3%	16.0%	4.8%	20.8%
H29	18.1%	25.6%	31.7%	19.6%	5.2%	24.8%
H28	15.2%	26.8%	34.8%	18.0%	5.3%	23.3%

*判定基準：8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した合計点を、括弧（ ）の基準によりAからEの5段階で判定する。

児童（小学校）の体力の状況は、前年度（平成30年度）と比較するとやや低下したものの、おおむね横ばいの傾向です。生徒（中学校）の体力の状況は、上昇がみられました。対象となる生徒群は小学校の時の調査（平成28）でも高い値を示していました。このことから、幼児期・学童期に獲得した体力は、以降の体力の伸長に大きな影響を与えていると推察されます。

体力判定分布（DからEの5段階判定）において、運動を苦手とする児童生徒（D・E判定）の割合の合計が小学校は28.7%でしたが、中学校では16.5%と、目標とする20%を下回りました。

市内小中学校では、「運動が苦手」と感じている児童生徒の運動・スポーツに対する興味・関心が低下し、いわゆる「運動離れ」につながらないように、技能習得や関連する体力の向上のみを目的とした体育/保健体育の授業とならないよう指導の工夫・改善を図っています。このため、運動・スポーツが持つ特性に触れることで児童生徒が自ら身体を動かすことに楽しみや喜びを感じることを重視した授業実践が市立小中学校から多数報告されています。

(3) 種目ごとの平均値 *T得点：全国平均値を50点とした時の相対的な得点を示すもの

*市記録にある印(※)は前年度より記録が向上した種目

小学校5年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力(kg)	16.74	16.88	16.37	51.0	15.80	16.40	16.09	49.2
上体起こし(回)	19.91	19.86	19.80	50.2	※19.43	18.64	18.95	50.9
長座体前屈(cm)	34.71	34.40	33.24	51.8	38.55	38.27	37.62	51.1
反復横とび(点)	41.20	39.81	41.74	49.3	38.81	37.68	40.14	48.1
20mシャトルラン(回)	47.85	47.31	50.32	48.8	39.12	35.95	40.79	49.0
50m走(秒)	※9.43	9.41	9.42	49.9	9.66	9.67	9.64	49.7
立ち幅とび(cm)	※148.90	149.61	151.45	48.8	143.24	143.24	145.68	48.8
ソフトボール投げ(m)	※21.30	20.90	21.61	49.6	※13.48	13.16	13.61	49.7
体力合計点(点)	53.66	53.17	53.61	50.0	54.84	54.25	55.59	49.1

前年度(平成30年度)より、記録が向上した種目が男子は3種目、女子は2種目でした。その他の種目についても昨年度の記録に近い状況にあり、男女ともに県平均値を上回りました。

一方、これまで同様「反復横跳び」「立ち幅跳び」など「筋力」「瞬発力」と関連する種目が課題となっています。幼児期や学童期は、外遊びや運動を通してタイミングよく力を発揮することやバランスを保つなどの「巧みな動き(巧み性)」を身に付けていくことが重要です。その後、遊びや運動経験の積み重ね、身体の発育などによって「力強い動き」「素早い動き」が身に付いていきます。発育・発達段階にかかわらず、学校だけでなく家庭においても日常的に身体を動かす時間を確保していくことが望まれます。

中学校2年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力(kg)	※29.05	28.48	28.65	50.5	※23.58	23.82	23.79	49.5
上体起こし(回)	※27.70	26.99	26.96	51.2	※23.86	23.31	23.69	50.3
長座体前屈(cm)	※45.37	44.00	43.50	51.7	※46.21	46.06	46.32	49.9
反復横とび(点)	※52.69	51.18	51.91	50.9	※47.27	46.49	47.28	50.0
持久走(秒)	409.12	399.72	398.98	48.5	※292.39	294.07	289.82	49.4
20mシャトルラン(回)	81.91	85.13	83.53	49.3	56.00	58.07	58.31	48.8
50m走(秒)	※7.81	7.96	8.02	52.4	8.68	8.77	8.81	51.6
立ち幅とび(cm)	※195.56	193.91	195.03	50.2	※167.42	168.23	169.90	49.0
ハンドボール投げ(m)	※22.29	20.27	20.40	53.3	※13.95	12.82	12.96	52.4
体力合計点(点)	43.65	41.71	41.69	51.9	50.74	49.66	50.22	50.5

前年度(平成30年度)より記録が向上した種目が男女ともに7種目あり、全国・県の総合判定を上回る結果となりました。

特に「ハンドボール投げ」では、大幅に記録が伸びました。近年、小中学校の体育授業において積極的に投運動を扱っており、成果が表れていると捉えています。

なお、スポーツ庁は体力の状況が低下したことについて、「スマートフォンなどを見る時間が長くなることによる運動時間の減少が体力低下につながった」としていますが、本市中学生の結果からは相関は認められませんでした。

6 質問紙調査の結果

(1) 児童生徒質問紙調査の結果から

小学校第5学年	回答	男子 (%)		女子 (%)	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	90.0	93.3	87.2	87.6
体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	93.2	94.7	92.3	91.3
体育授業の目標が示されている	示されている・時々示されている	89.8	83.9	93.0	83.9
授業で学んだことを振り返る活動を行っている	行っている・時々行っている	86.3	66.5	89.8	67.9
保健体育授業で助け合う活動を行っている	行っている・時々行っている	90.5	86.6	93.6	90.1
体育授業で友達同士やチームで話し合う活動を行っている	行っている・時々行っている	91.3	86.7	94.2	87.2
保健体育授業で自分に適した場や練習を選んで活動を行っている	行っている・時々行っている	74.2	68.3	78.1	69.3
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上 うち、5時間以上	50.6	39.1	36.1	28.9
		24.5	15.5	13.8	9.3

中学校第2学年	回答	男子 (%)		女子 (%)	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	89.3	89.4	78.8	79.2
保健体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	90.7	89.4	82.8	83.6
保健体育授業の目標が示されている	示されている・時々示されている	96.3	89.7	96.1	89.1
授業で学んだことを振り返る活動を行っている	行っている・時々行っている	89.6	75.3	91.0	77.6
保健体育授業で助け合う活動を行っている	行っている・時々行っている	94.3	89.5	95.1	92.9
保健体育授業で話し合う活動を行っている	行っている・時々行っている	92.4	86.0	92.9	87.0
保健体育授業で自分に適した場や練習を選んで活動を行っている	行っている・時々行っている	77.5	68.2	76.3	67.7
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上 うち、5時間以上	48.8	37.7	47.1	35.4
		15.8	12.2	15.2	10.4

体育/保健体育の授業で、「目標を示す」「学んだことを振り返る」「適した場や練習を選んで活動する」ことで児童生徒は見通しを持ち、選択したり比較して考えながら活動できるようになります。また、「助け合う活動」「話し合う活動」を取り入れることで、仲間を助けたり協力して課題を解決したりしようとする態度を身に付けていきます。本市の児童生徒の回答の結果から、児童生徒が意欲的・主体的に授業に取り組んでいることがわかります。

「運動が好き」と回答した児童生徒の割合は全国を下回るものの、小5女子・中2男子の「体育/保健体育の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国を上回る結果となりました。体育の授業が楽しいと感じている児童生徒の割合が高いことは本市の特長であり日常の体育学習が児童生徒にとって充実したものとなっていると捉えています。今後も一層の体育学習の充実に努めていきます。

テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン等の画面の視聴時間は、小中学校とも全国平均を大きく上回っています。対象となる全ての児童生徒の約半数が、平日3時間以上を視聴時間に充てています。このような子供たちを取り巻く急激な社会変化の中であって、全ての児童生徒の運動機会を確保することができる学校体育は、運動・スポーツを通じた健康づくりの視点からも大きな役割を担っていると捉えています。

(2) 学校質問紙調査の結果から

小学校・中学校	回答	小学校 (%)		中学校 (%)	
		小田原市	全国	小田原市	全国
体育/保健体育授業で、努力を要する児童・生徒に対する取組					
授業中に児童生徒に合った場やルールの提示をしている	している	95.7	81.8	80.0	73.5
友達同士で教え合いを促している	している	82.6	86.7	90.0	82.9
授業中に自分の動きを映像で見られるようにする	している	47.8	31.0	40.0	36.0
体育授業について					
授業中のICTを活用している	小のみ(全ての学年で)活用している	4.3	8.5	70.0	77.3
体育/保健体育授業以外での取組(平成30年度)					
体力・運動能力の向上に係る取組	行った(一部学年を含む)	91.3	92.8	60.0	63.3
アスリートによる講演や実技体験等の実施	行った	50.0	29.6	71.4	21.0

本市小中学校の体育学習では、その運動・種目の特性や児童生徒の学習状況に応じて、場やルールの設定を工夫しています。また、協力したり助け合ったりする時間や課題を設定したり、意図的に仲間との関わりをもつ場面を設定したりすることで、友達同士での教え合いを促し児童生徒の主体的に学習に取り組む態度の育成を目指しています。

今後、児童生徒に合理的・科学的に課題を解決しようとする力を育むことも求められており、そのためにはICT機器の一層の活用を図るなどの学習方法の工夫が必要であると考えています。

また、児童生徒が運動に親しむ機会(時間・場所・仲間)が失われつつある現在では、体育学習だけでなく教育活動全体をとらえて自ら運動に親しみ、生涯にわたって健康な生活を営もうとする態度を育成することが重要であることから、引き続き、運動・スポーツに対する関心・意欲を高めるアスリートによる講演や実技体験等の取組を推進していきます。

7 今後の主な取組

- 各学校においては、「新体力テスト」等により、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その結果を体育・スポーツ活動等の指導に活用していきます。
- 体育/保健体育の学習において、児童生徒の主体性を高める工夫に努めるとともに、運動・スポーツが苦手と感じている児童生徒への指導・支援について工夫・改善していきます。
- 市教育委員会において、体力・運動能力向上指導員や著名なアスリートを小中学校へ派遣するなどして、児童生徒の体力・運動能力や運動に対する関心・意欲を高める取組を推進します。
- 市教育委員会において、東京オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦チケットを中学校に配付し、生徒の体力・運動能力やスポーツに対する関心・意欲を高める取組を推進します。 *令和2年度のみ
- 児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた情報提供に努めます。

令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について
(令和2年2月教育委員会定例会報告分)

資料2

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手中」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→意見に沿った対応が既に行われている時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手中→意見に対して対応に着手したとき、意見に沿った対応が既に行われているが、十分でないときなどに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→意見について取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手中とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→意見に対応しないと決定した時などに選択。

※網掛けされた欄は、前回の報告から更新や修正をした箇所。

R2.1月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
外国語教育推進事業	1	予算の問題はあると思うが、初等英語科を教えられる人材が充足して来るまで、できる限り英語専科非常勤講師やALTを活用して現場の先生の負担を無くしてほしい。	着手中	今年度はALT6名、英語専科非常勤講師を3名配置しているが、学習指導要領完全実施に伴う外国語科及び外国語活動の授業時間数増加への対応として、次年度もALTや英語専科非常勤講師の増員ができるよう努める。
	2	かつての英語教育は、テストで評価のしやすい授業形態であったと思うが、実際に役に立つ英語を身に付けるための評価方法に変えられないか。	着手中	中学校ではすでに「何を理解し、何ができるようになるか」という学習到達目標（Can-Doリスト）を設定し、それに基づいた指導計画を作成して授業を行っている。小学校の外国語教育についても目的・場面や状況に応じて英語を使えるような指導の工夫ができるよう指導主事学校訪問における助言や情報提供に努める。
	3	子供たちには、ALT自身の生き方や暮らす姿勢などからも学びを感じ取ってもらうことで、ALTが関わる意味が英語教育や国際理解以上のものになる。	完了	ALTは授業時間だけではなく、給食や清掃の時間などにも積極的に児童生徒と交流しており、児童生徒は、身近にいるALTから文化的な背景や多様な考え方を学んでいる。
	4	今年、ラグビーオーストラリア代表選手の訪問があったが、外国語を使うスポーツ選手やミュージシャンなどが学校を訪問して授業をしてくれるなど、英語を使う人と触れ合い実際に使える場面ができると良い。	検討中	外国語を扱う方々の学校への訪問機会を効果的に学習に組み込むことで、児童生徒の学習意欲は増すと考える。児童生徒が受け身ではなく、目的意識をもち主体的に学習に臨むことは重要であることから、外部の方々の訪問機会があれば好機と捉え、外国語でコミュニケーションが行える機会を増やせるよう努める。
	5	外国語・外国文化への柔軟な対応が求められる時代にあつて、教育の果たす役割は期待大であり、より充実を図って欲しい。	着手中	ALT、小学校英語専科非常勤講師の配置については、児童生徒にとって英語を身近に感じることができるようになる機会となっているため、授業時数が増える次年度に併せて増員できるよう努める。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
進止い 事対じ 業策め 推防	1	いじめ問題の対応を学校や教育委員会だけに負わせるのは無理がある。学校でできない分野や親支援の観点として、いじめ問題対策連絡会の機能強化を望む。	検討中	関係機関の連携やつながりを実感できる連絡会を引き続き実施するとともに、次の段階として、いじめの様々なケースに応じた実質的な対応等について関係機関に依頼していくことで、対応事例・成功事例を増やしていくことに努めていく。
食育啓 発事業	1	学校給食展がどんな効果・成果をもたらしたのか、啓発ができていないかを測れるアンケート項目の設定が必要	完了	今年度の学校給食展のアンケート項目で小田原市の学校給食に関する意見や感想を求めたところ、「地産地消の取組や小田原産の食材を知る事ができた」、「学校給食展を通して親子で給食の話題を話す良い機会になった」、「小田原市では中学校でも給食を実施していることが知ることができた」との意見や感想が多く寄せられた。さらに参加者の半数以上が学校に配布したチラシを見て参加していたことから、チラシによる周知の効果が確認できた。
	2	「弁当の日」が、作り手の気持ちを考えることや、食育のいろいろな要素の学びとして行われていることが、成果として表れているか検証が必要	着手中	現在「弁当の日」を実施している学校に年度末に実施調査を行い、その中で効果がどのように表れているかを検証している。
	3	「弁当の日」は貴重な食育体験になると思うので、実施校と回数が増えるように模索してほしい。	検討中	学校や保護者の意見を大事にしながら、実施校の増加や回数について検討をしていく。
	4	弁当に限らず、家庭の中で親と一緒に調理をするということでも、作り手の気持ちを考えることになると思うので、そういう視点からの啓発事業としてもできると思う。	検討中	食に関する指導を通じて、家庭の中で感謝の気持ちを考えることができるよう、内容の充実を図る。
	5	自分の体に入る物を自分で管理することが大切であり、市販されている物で体に悪い物の情報も食育に含んだら良い。	完了	食に関する指導の中で、食生活の改善やバランスの良い食事など実施しており、その中で説明をしている。
	6	「食に関する指導」は学校からの要請で行っているということだが、中学生は特に大事な時期であるので、しっかりと講習をしてほしい。	着手中	栄養教諭を中心としたネットワークの中で、中学生に対する食に関する指導を実施する。また、学校では専科教員による教科と連携した指導が行われている。
	7	「食に関する指導」の学校ごとの実施回数のばらつきが課題である。	完了	10月に、栄養教諭・学校栄養職員が集まる会議の中で、各学校において年度当初に策定した食に関する年間指導計画に基づき、食に関する指導が実施されるよう栄養教諭・学校栄養職員と協議した。また、学校安全課で実施状況を把握するため、実施後速やかに報告書を提出するよう依頼し、報告を受けている。
	8	学校安全課が実施する食育と各学校が独自に実施する食育があるが、同じ食育ということで、どのように共有・連携していくかが課題である。	完了	学校では、食に関する年間指導計画に基づいて食育の推進を実施している。学校安全課では各学校の取組について把握し、取りまとめるなど情報の共有化を図るとともに、学校給食展において紹介するなど、事業の連携に努めている。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	9	教育ファーム（生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでを体験する教育活動のこと）を各校でやっているが、それが食育にどう生かされているか、把握や発表をしてほしい。HaRuNe小田原の給食展で、教育ファームの収穫物をどう献立にしているか展示してみるなどはどうか。	完了	教育ファーム推進事業としての位置付けは平成28年度で終了したものの、引き続き、学校農園や学校菜園などを活用した教育活動は、各校や地域の実情に応じて取り組んでいる。収穫された作物が給食に使われたり、食に関する指導等で生きた教材として活用している学校もあり、実施後には報告をしてもらっている。発表については11月24日開催の学校給食展において学校農園で作った農産物を給食に活用した取り組みをパネル展示やDVDで紹介した。
	10	かつて竹下和男先生が行った「弁当の日」の講演会を毎年、あるいは3年に1度、企画しても良いと思う。	対応予定なし	竹下先生の講演会については、弁当の日の事業開始に際してその意義を伝える講演であった。現時点では弁当の日は定着しており、食育の生きた教材として活用されており、再度講演会を開催する予定はない。
防災教育事業	1	中学生には一斉防災訓練への参加など、災害時に支援する側にも回れるような力を身に付ける環境を整えてほしい。	検討中	一斉防災訓練の開催時期は例年、夏季総体開会の前週末であるため、学校行事としての参加や教育課程内での設定が難しい現状がある。また、一斉防災訓練への参加については各家庭での判断と考える。 中学校では、避難訓練の事前・事後指導の中で生徒に対し、有事の際は進んで支援者となれるよう啓発を行っている。（中学校版防災教育パンフレットにも記載あり）
	2	「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は、緊急時用として使うなら、コンパクトにして必要最小限となる内容に絞った方が活用できる。	着手中	コンパクト化に向けた校正作業が終了した。 令和2年度以降は、A5版で配付する。
	3	「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は授業の中で危機管理を学ぶ教材としての活用を希望する。	着手中	既に避難訓練時の事前指導や事後指導で、資料として活用している。今後さらに幅広い活用を各校に周知してまいりたい。
	4	地震災害以外にも、水害や防犯、その地区の災害をテーマにしたパンフレットも今後検討されたい。	対応予定なし	市教育委員会独自に水害・防犯、各地区の災害をテーマにしたパンフレットを作成する予定はないが、小学校2年生時に、文部科学省から水害・防犯・交通安全についてのリーフレット（「たいせつないのちとあんぜん」）が配付されるほか、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月）」や「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月）」等、様々な通知や資料が配付され、各校ではこれらを参考に実情に応じて児童生徒への指導を行っている。 なお、文部科学省からの依頼「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（令和元年12月）」を受けて、各校の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について適宜見直すよう依頼しているところである。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	5	起震車体験や煙体験、水流体験などを通して、子供たちに実感として危険を察知する力を身に付けてもらうのはどうか。	着手中	訓練内容については、すでに各学校の防災計画に基づき計画的に行っている。 本市消防署が所有する起震車が故障して以降、現在、再整備・購入の予定はないと聞いている。また、水流体験等については県総合防災センターで体験が可能であることについて、学校に周知している。
	6	学校防災アドバイザーの派遣校数が少ないという課題には、派遣校数を増やす努力のほか、希望制ではなく強制にする、学校防災アドバイザーの教を学校間で共有するという対応はどうか。	着手中	学校防災アドバイザーは、令和元年度以降、希望制による派遣ではなく、計画的に各校へ派遣するように変更した。 派遣校数を増やすことについては今後検討していく。
	7	学校にある避難はしごを実際に訓練で使ってみてはどうか。	対応予定なし	本市の校舎設計上、火災等が発生した場合の複数の避難ルートがあり、避難はしごを利用するしか避難できない場所はないと考えている。また、避難はしごを利用した訓練を実施した際、落下等による二次的事故の発生が懸念されることから、避難はしごを使わないで済む避難ルートを確保している。
家庭学習の推進	1	ドリルの具体的な活用方法を、家庭での活用も含め検討してほしい。	着手中	データをHPに掲載し、家庭でも活用できるようにする予定である。活用しやすいように「活用の手引き」を作成中である。
	2	製本はせず、1枚ずつ扱えるドリルにすると活用がしやすい。	着手中	冊子にしたものと、クリップ止めただけのものを各校に配付する予定である。
	3	低学年を対象とするドリルは、放課後子ども教室で活用すれば良い。	着手中	放課後子ども教室への提供をする予定で準備を進めている。
	4	福祉健康部が所管する生活困窮世帯への学習支援事業での活用もできる。	着手中	福祉健康部生活支援課へ依頼をしており、提供する予定で準備を進めている。
	5	広く一般的に使うものではなく、ターゲットを設定し、公的な機関が作成する学び直しができるドリルという位置付けはどうか。	着手中	児童のつまづきやすい部分をふまえたドリルとして、現在の学年のページだけでなく、前の学年のページについても使えるよう、ホームページへの公開も含めたデータでの提供も併せて検討している。
	6	ドリルには対象となる学年があるだろうが、使うのはその学年に限らなくても良く、学年を表記する欄は無くても良い。	検討中	どの学年で学習する内容なのかわかりやすいように、学年ごとのまとまりで作成しているが、現在、国語では各ページに学年表記を入れないことや、学年表記のあり・なしの2種類を準備すること等について検討している。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	7	初任者の先生の研修に使えないか。先生方が蓄積してきた、子供たちがどのようなところにつまづくかという経験をこのドリルを使って学ぶことができる。	検討中	小田原市が主催する初任者研修（毎年8月）における活用について検討している。
公立幼稚園教育推進事業	1	人材確保のため臨時職員の賃金をあげてほしい。	着手中	臨時職員の中には「扶養の範囲で働きたい」と希望する者も多く、賃金の増加により、扶養を外れてしまうことを心配する意見もある。現在は、会計年度任用職員制度の周知に努めている。
	2	今後、公立幼稚園の統廃合という話もあると思うが、費用がかかっていることなので、早く考えた方がよい。	着手中	公立幼稚園の統廃合は認定こども園整備と合わせ検討する。方針決定から実現まで時間を要する事業であることから、方針を早めに決定するよう取り組む。 なお、前羽幼稚園については、幼稚園の安全を懸念する陳情があったこと等を受け、令和元年11月、地域住民との話し合いを開始した。
	3	現在、園児数が少ない園もあると思うが、少人数であることで丁寧な保育できるという特色を出すという考え方もある。	着手中	教育委員会事務局としては、少人数保育による丁寧さの利点よりも、むしろ集団規模の減少による園児同士の刺激が少ないことの課題を懸念しているところではある。 なお、令和元年11月、前羽幼稚園について、地域住民との話し合いを開始したが、同じく丁寧さを評価している意見があった。 今後は、地元の意向を十分に聞きながらも、子どもにとって、最良な教育環境の整備に努めていく。
	4	私立幼稚園に、よりインクルーシブ教育に目を向けてもらうため、公立・私立幼稚園の交流を進めてほしい。	着手中	今年度、私立幼稚園職員を含め「幼保公私」の意見交換会を開催するなど私立との連携を強めている。今後は、こうした意見交換会等を活用し、私立幼稚園を含め市全体の幼児教育の質を高めていく。
実通特 事級別 業指支 導援 教相 室談 充・	1	インクルーシブ教育について現場の先生の意識改革は必要であり、今後も啓発活動を継続して行ってほしい。	完了	平成29年度から令和元年度の3年計画でインクルーシブ教育の周知・理解・推進を図ってきた。これまでの成果と課題を整理し、令和2年度以降も学校訪問をしながら、より一層教職員の意識を高めていく予定である。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
放課後子ども教室推進事業	1	スタッフ集めの課題解消として、中学校の時間講師を活用できないか。	検討中	安全管理員の業務に、宿題やプリントの丸付けや音読の聞き取りをさせることを含め、少ない学習アドバイザーで実施できるよう取り組みを始めており、中学校の時間講師の活用については、今後のスタッフ募集の際の参考とする。
	2	今後、事業を拡大したり申込者が増えていけば、いずれ支援が必要な子の受入体制が課題となる。その時にどうするかを考えておく必要がある。	着手中	支援の必要な児童が申し込んだ場合は、スタッフを加配することが必要となるので、引き続きスタッフ確保に努めていく。
	3	現在は、学習支援を中心に行うことから、教員免許を持っている者を学習アドバイザーとしているが、全員が教員免許を持っている必要はなく、3人のうち1人が持っていれば良いなど、運営の仕方ですらスタッフ集めの課題を解消できないか。	着手中	安全管理員の業務に、宿題やプリントの丸付けや音読の聞き取りをさせることを含め、少ない学習アドバイザーで実施できるよう取り組んでいる。
	4	子ども食堂が増えてきており、またそこでも宿題をやっているところも多いので、連携していくと良いのではないかと。行政と民間の役割分担など、小田原市としての望ましい姿を考える時が来ている。	検討中	青少年課と子どもの居場所の考え方をまとめるため、調整を行っている。学校を中心とした居場所づくりと、地域における居場所づくりを進めて、互いに連携、協力することを盛り込んでいく。
	5	週3日開催を目標に努めてほしい。	着手中	開催日を増やせるよう、学校と調整するとともに、開催に必要なスタッフの確保に努めている。
(小学校施設・維持・管理事業)	1	PTAの保護者の中には、学校の修繕の計画が十分に理解がされていないケースがあるので、要望を出しているにも関わらず実施されない項目(繰り返しされたもの)について、理解を得られるように学校長とPTA役員との説明のテーブルを持ってもらえると良い。	検討中	年度途中の日常的な修繕依頼については、緊急的なものは直ちに実施しており、緊急性がないもので、すぐに対応しないものは、その時に理由等を説明している。また、前年度学校要望で実現出来なかった修繕工事の要望については、当該年度の学校要望の聞き取り(5月～6月)を、学校長および教頭の出席にて学校安全課職員と行っており、その時に昨年度実施した内容について大まかな優先順位付けの説明している。そのため、PTA役員への説明が必要な場合も、基本的には各校で対応できるものと考えており、年度当初の校長会連絡調整会議において、その年度の実施工事内容をお伝えしているので、工事予定や未実施である修繕対応について、学校側よりPTA関係者に説明して頂けるよう依頼する。

令和2年度におけるパソコン教室のPC更新とタブレット端末導入について

資料 3

国の整備方針

令和の時代は無くしてはならない教材

- 1 安価な環境整備に向けた調達改革
- 2 高速大容量の校内通信ネットワーク整備
- 3 クラウド活用により使いやすい環境整備
(家庭からのアクセスも今後は想定する)
- 4 令和5年度までに1人1台の端末整備
- 5 ICT活用支援の充実
(活用計画等の策定)

国庫補助の動向

令和2年度までに整備

工事費であれば補助対象
同時整備であれば、電源キャビネットも
補助対象 (電源工事も含まれる)

令和5年度までに整備

3人に1台までは、
2018~2022年度までの
地方財政措置で整備となる

小田原市

教育ネットワーク検討会において
台数・仕様等の検討・作成

- ①各校40台程度の端末環境
- ②OSはWindows
- ③ICT支援員・
カリキュラムコーディネーター
- ④データサーバ活用

令和2年2月仕様書等を決定し、
令和2年11月に賃貸借契約で
更新予定であった

- ①3人に1台以上の端末環境
- ②OSはWindowsかChrome
- ③ICT支援員の訪問回数増
(コーディネーターなし)
- ④電源キャビネット設置
(パソコン準備室の設置)
- ⑤大型掲示装置増 (中学校)
- ⑥各校1台A4カラーレーザー
プリンタ

整備内容の明確化
標準仕様書の提示

- ①高速大容量の校内通信ネットワーク
 - ②1人1台の端末整備
- ※①、②が最優先事項

整備年度の加速化

令和2年2月20日
補助要綱が示された

短期での財政負担増加

※ネットワーク整備は工事費が補助対象
※短期での財政負担増加

令和2年11月導入は困難
→ 令和3年度早期の稼働を想定
※整備完了までPC教室の端末を再リース

- ①整備手法の再検討
(仕様書発注から提案型の手法へ)
- ②スケジュールの見直し
- ③予算の確保、補助金の申請
- ④執行書類の作成

議案第 11 号

校長及び教頭の人事異動の内申について

校長及び教頭の人事異動の内申について、議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

令和元年度末・2年度管理職等人事異動（案）

令和2年4月1日付

R02.2.25 現在

【小学校】

NO	学校名	校長名	備考	旧所属	教頭名	備考	旧所属
1	三の丸	長澤 貴			藤本 明美	配置換	東富水小
2	新 玉	末藤 晃英	配置換	下中小	釦持 ゆか		
3	足 柄	村田 久美子	配置換	千代小	岩田 真由美		
4	芦 子	杉山 尚美			平居 智基		
5	大 窪	小宮 俊子			高橋 あゆみ		
6	早 川	鈴木 一彦	配置換	市教委	力石 清		
7	山 王	堀 賢一郎			桐原 智子		
8	町 田	西村 彰博			藪 謙二	配置換	大井小
9	久 野	小田中 大直			瀬戸 哲子	配置換	下府中小
10	富 水	津田 早紀			高橋 大明	配置換	上大井小
11	下府中	納 今日子			大須賀 剛	配置換	市教委
12	桜 井	中島 基行			北村 しのぶ		
13	千 代	菴原 晃	配置換	足柄小	林 健一郎		
14	下曾我	安多 寿子			山口 博	自校昇任	下曾我小
15	国府津	手塚 高弘	配置換	曾我小	加藤 佳代		
16	酒 匂	倉澤 良一			安田恵美子	配置換	吉浜小
17	片 浦	星寄 文克			横山 聡	配置換	まなづる小
18	曾 我	椿 清一	昇任	橘中	木村 弘子		
19	東富水	鍋倉 かつみ			下川 哲也	配置換	下曾我小
20	矢 作	石井 智之			井上 智子		
21	報 徳	中畑 幹雄			小林 敦	配置換	片浦小
22	豊 川	大木 敏正			瀬戸 由里子		
23	富士見	加藤 裕之			楠 喜久子	昇任	市教委
24	前 羽	米山 好絵			三島 真一郎		
25	下 中	中島 慶太	昇任	久野小	栞原 光		

【中学校】

NO	学校名	校長名	備考	旧所属	教頭名	備考	旧所属
1	城山	中島 正視	配置換	早川小	永山 健治		
2	白鷗	稲毛 真弓			初瀬川 孝夫		
3	白山	西澤 浩之			村上 晃一		
4	城南	永井 正			中村 栄江	昇任	国府津中
5	鴨宮	田中 修			北川 誠	自校昇任	鴨宮中
6	千代	栢本 尚之	配置換	湯河原小	小野寺 敏子		
7	国府津	市川 嘉裕	配置換	城北中	伊豆浦 貴		
8	酒匂	高松 宗	昇任	鴨宮中	綾部 敏信		
9	泉	伊東 宏幸			長谷川弘子	自校昇任	泉中
10	城北	平田 渉	配置換	真鶴中	加藤 直樹		
11	橘	岡部 和明			米山由美子	配置換	酒匂小

【辞職者・校長】

令和2年3月31日付

NO	現任校	氏名	備考
1	新玉小	宮川 晃	定年退職
2	国府津小	三堀 仁	定年退職
3	城山中	西村 泰和	定年退職
4	千代中	栢畑寿一朗	定年退職
5	国府津中	奥村真佐美	定年退職
6	酒匂中	長峯 信哉	定年退職

【辞職者・教頭】

1	町田小	古川みどり	定年退職
2	報徳小	久保寺 仁	定年退職